

ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年9月]

正  
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(3.3+3.0) \div 2 = 3.2$

3.2

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	企業間連携によるコスト削減額	100%	5
2	水島港の輸送効率改善による貨物取扱量	88%	4
3	企業集積によるコンビナートの成長と雇用の確保	0%	1

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 1 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 1) \div 3 = 3.3$

3.3

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(3.8+2.5+3.8) \div 3 = 3.4$

3.4

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業

(事項)

回送運行効率化事業

(概要)

国との協議の結果、省令改正が行われ、代替措置を講じることを条件として、特定経路において車両後面の回送運行許可番号標の取り付けが免除された完成車の走行が可能となった。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

代替措置を適切に講じた上でコスト削減効果が発生し、工場の生産性が向上しているかどうか、現地において確認を行う必要があると考える。

(事項)

分割可能貨物輸送効率化事業

(概要)

岡山運輸支局との協議により平成25年9月に保安基準の緩和が許可され、その後、道路管理者から特殊車両の許可が下りた。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

特例措置の効果が認められる。

等

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業

(事項)

関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和

(概要)

国との協議の結果、平成24年7月1日より全国展開による、基本通達の改正がなされた。改正により、狭隘な水島港に入港しようとする外国貿易船が、積荷の準備等の都合によりやむを得ず一旦水島港に近接する不開港に入港(錨泊)した場合の不開港入港手数料が免除となった。

(事項)

水島港に寄港する船舶の再入港時のとん税及び特別とん税の非課税要件の緩和

(概要)

国との協議の結果、平成24年7月1日より全国展開による、基本通達の改正がなされた。改正により、水島港を一旦出港して、水島港に近接する不開港へやむを得ず入港(錨泊)し、再度水島港へ入港する外国貿易船に対して2度目のとん税・特別とん税が非課税となった。

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業

(事項)

港則法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和

(概要)

国との協議の結果、平成25年3月13日に水島港海上保安部により、「水島港における錨泊基準」が改正され、従来船長120mまでの制限であったものが、140mまで緩和された。

専門家による評価の平均値

3.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

2.5

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.8

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.0

・目標達成に向けた進捗度合いは基本的には順調であり、また、規制の特例措置を活用した事業や地域独自の取組も積極的に行われており、全体的には十分に優れていると評価できる。ただし、地域独自の取組について、特区との関連が見えにくいものもあるので、特区との関連を明確にした説明が必要。

・評価指標(1)(企業間連携によるコスト削減額)について、第二段階のエネルギー連携を通じた効率化は、効果が現れるまでに長い時間がかかることが見込まれることから、早急な実施が望まれる。

・評価指標(3)(企業集積によるコンビナートの成長と雇用の確保)については、初年度から0件が続いている。理由として挙げているマクロ経済・国際経済の外的要因は、目標立案当時に比べて急激な変化があったわけではない。誘致戦略に改善が求められる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.0

## 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(3.2 + 3.4 + 3.0 \times 2) / 4 = 3.2$

3.2

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5~1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。